

# 泉州国賄つうしん

5



……ところで、今回診察を受けたお医者さんですが、多分昨年の秋頃からの当所医務課就任です。その医師の診察時の対応は、話し方を含めて、懇切で丁寧で、私は驚き、おもわず戸惑ってしまいました。

現社会では、当たり前のことかも知れませんが、その様な対応をこれまで獄中で経験したことはなかったからです。

ご存知のように、私達は、四六時中、上から目線と命令口調の中にあって、私は全く久方ぶりに、人として応対していただいた感を持ちました。そして、大袈裟でなくうれしかったです。

私は、風さん達の面会、お便りが一番の楽しみです。それらをいただいた時の喜び、感激を覚えることの一つは、根底に、自分が一人の人間として相対していただいているとの意があるからです。

これまで無意識下にあったことですが、この便りを書きながら、改めてそうしたことを見感じています。

——二月四日付、泉水さんの手紙から

# 泉水国賠、この間の経緯

残念ながら、獄外原告と泉水さんとの同席は実現せず。泉水さんの本人尋問は、三月三日（火）、岐阜刑務所内で実施されました。前回の口頭弁論から半年近くがたつているので、この間の経緯を簡単に説明します。

## 八月二九日（金）——第一四回口頭弁論 於・岐阜地方裁判所

裁判所は、「尋問は裁判所で実施するのが原則と考える」と見解を明らかにしました。

しかし、岐阜刑務所から「裁判所で実施との判断が出たとしても、裁判所に泉水を出頭させない。刑務所として一切協力に応じない」との上申書がでているため、裁判所での実施は望めそうもない。そこで、尋問を刑務所で行なう際には、原告たちも立ち会いでいるよう、裁判所が刑務所と交渉する。ただし、原告泉水と他の原告らとは直接やりとりはできない、ということで妥協させてほしい——との提案がなされました。

私たちはその提案を承諾しました。

### 一月五日（水）——岐阜地裁・裁判官による被告側への説得

裁判官が岐阜地裁に被告を呼び、再度説得を試みた。しかし、刑務所は、「前例を作ることになるので、原告同席での泉水尋問には応じられない」と回答した、ということです。

刑務所が同席を拒否する理由として挙げたのは、以下の三点。

①当事者が同席して裁判することは、面会禁止の処分の趣旨に反

する。

②裁判を起こせば、刑務所の中で一緒に裁判ができるという先例を作ることになり、同様の裁判を誘発させる。

③弁護士が代理人としてついているから、原告本人らにとつて不利にならない。

## 一月一四日（金）一五時——原告・被告・裁判所、進行協議

次回期日について、電話で三者協議。

裁判所としては、「原告本人は発言しないという約束を得ているから協力してもらいたいと説得したけれども、駄目だった。これ以上の説得は無理」とのこと。裁判所には、

①同席が可能であるというので妥協したのであって、それが実現しないなら妥協する必要はない。改めて地裁で尋問することを求める。

②警備上の問題はない。日本赤軍が奪還することもない。泉水さんが逃亡を企てることもない。法廷で尋問できないはずがない。

③泉水さんの裁判を受ける権利という憲法上の問題を含んでいます。改めて、法廷で行なうよう意見書を出すので、裁判所にその是非を判断してもらいたい。

——と、こちらの意向を伝えました。

## 一二月二五日（木）一六時——原告・裁判所、進行協議

裁判所と電話で協議。

裁判所は、私たちの意見書と被告からの意見書が出されたことを確認した上で、改めて被告側に、岐阜地裁での実施または岐阜刑務所で他の原告も出席する方法での実施ができないか、と打診しました。しかし、被告指定代理人からは、「いずれもできない」という回答を得ました。

裁判長は、「裁判所も、原告の指摘するとおりだと考えているが、裁判所には刑務所に対して指揮する権限はないので、これ以上どうすることもできません。原告としてはどうしますか。」と尋ねました。

安田好弘弁護士は、「私どもは、裁判所以上に、どうすることもできない立場ですので、裁判所の判断に従うしかない」と考えていました。私どもとしては不本意ではありますが、やむを得ないと考えています。」と回答。

結論としては、裁判所が、「本件の内容を把握するためには、まず泉水さんから事情を聞くのが相当であると考えていますので、次回は岐阜刑務所において、原告訴訟代理人だけが出席するかたちで、泉水さんの本人尋問を実施したいと思います。」と述べ、私たちもこれを受け入れる意思を表明しました。

その後、尋問時間について双方に確認があり、被告指定代理人は、「意見書に書いたように、基本的には被告から反対尋問する予定はないが、原告の回答が準備書面や陳述書と食い違っている場合には、その点を問いただすために反対尋問を実施する場合があります。」と述べました。

安田弁護士は、「当方は、証拠申出書では三〇分と請求しているが、泉水さんは刑務所に長く収容されており、話したり、受け答え

をするのに少し時間を要することが見込まれるので、あと一〇分程度延びる可能性があります。」と申し添えています。

結局、全部で一時間半の時間をとることとなり、岐阜刑務所の受け入れの都合もあるので、あらかじめ以下三つの候補日を決め、被告からの回答を待つことになりました。

- ①三月三日（火）午後二時から三時半
- ②三月二十四日（火）午後二時から三時半
- ③四月一六日（木）午後二時から三時半

## 一一〇一五年一月二七日（火）——裁判所から期日連絡

以上の経緯があり、岐阜刑務所内に於ける泉水さんへの尋問は、二〇一五年三月三日（火）一四時から、と決定しました。

繰り返しになりますが、刑務所内での尋問なので、獄外原告の同席はかなわず、傍聴もできません。

そこで当日、尋問の様子などについて、安田、山下幸夫両弁護士からお話をうかがう場所を設けます。

開始はおおよそ一六時過ぎから半になると想定していますが、両弁護士の到着次第となりますので、一六時にお集まりください。去年夏、八月二九日（金）からほぼ半年ぶりの泉水国賠の報告会となります。

## 岐阜刑務所内の証人尋問報告会

日時 三月三日（火）一六時

場所 ハートフル・スクエア G 2階「グラフト室」（刑法を考える会）\*JR岐阜駅より徒歩2分。駅構内から2F連絡通路で通じています。

# 第一四回口頭弁論報告 2014.8.29

谷丸祥子

4

二〇一四年八月二十九日（金）午後三時より、第一四回の口頭弁論でした。場所はいつもと同じく、岐阜地方裁判所三〇四号法廷です。

今回は原告を含めて、三〇名近くの方に全国からお集まりいただきました。まだまだ蒸し暑さが残る岐阜の八月、本当にありがとうございました。左陪席の裁判官が交代し、記者席で「岐阜新聞」の方が一名傍聴していました。

さて、裁判の進捗です。

前回の第一三回口頭弁論時に、証人尋問及び当事者尋問の申請をしました。

浦寛美前岐阜刑務所長、泉水博さん、獄外原告五名（戸平和夫さん・水田ふうさん・山中幸男さん・渡邊恵人さん・舟橋寛延さん）の計七名です。

この申請について、被告側（国）は七月一日付で意見書を裁判所へ提出しました。意見書の要旨は次の通りです。

下の通りでした。

その後、報告会を持ちました。

響、つまり裁判長も気をつかったようです。

- (1) 浦寛美前岐阜刑務所長の証人申請に関して、被告側が主張している通り、事実関係に争いがないため、採用しない。
- (2) 裁判所として、尋問は裁判所で実施するのが原則だと考える。しかし、岐阜刑務所から「裁判所で実施するとの判断が出来たとしても、裁判所に泉水を出頭させない」との上申書が出ているため、裁判所での実施は望めそうにない。したがって、原告泉博の当事者尋問を、岐阜刑務所で実施する。
- (3) 同人以外の原告については立会ができるよう、裁判所が刑務所と交渉する。ただし、原告泉水と同人以外の原告らとは直接のやりとり（尋問等）はできないといふことで妥協させてほしい。

これを受けて、安田弁護士が「妥協は受け入れる。もちろん尋問のために原告と打ち合わせることはあるが、泉水さんに対する尋問は代理人だけで行う」と述べて、裁判所の案を認諾しました。

また、口頭弁論の途中で「尋問の際に傍聴はできるんですか」と質問を上げてくださった方がいました。

裁判長から「傍聴人からの質問は受けられません。代理人に聞いてください」と言われました。これは傍聴人が多かったことの影

- ① 本件の争点とは無関係であるため、浦寛美前岐阜刑務所長の証人尋問は行う必要がない。

② 陳述書に記載された内容を重ねて供述するためには申請された当事者尋問は行う必要がない。

③ 仮に原告泉水博の尋問を行う場合は、岐阜刑務所において実施すべきである。

対して、こちら原告側は八月一二日付で反論書を裁判所へ提出しました。反論書の要旨は次の通りです。

- ① 証人尋問及び当事者尋問は、いずれも採用すべきである。
- ② 当事者尋問は、原告泉水博も含めて裁判所にて実施すべきである。
- ③ 仮に、原告泉水博の尋問を岐阜刑務所で実施する場合には、同人以外の原告本人の立会を認めるべきである。

まず冒頭、山下幸夫弁護士による原告側反論書要旨の説明、次いで安田好弘弁護士による原告側反論書の補完が、それぞれ口頭で行なわれました。以下は補完部分です。

① 本件の争点とは無関係であるため、浦寛美前岐阜刑務所長の証人尋問は行う必要がない。

② 陳述書に記載された内容を重ねて供述するためには申請された当事者尋問は行う必要がない。

③ 仮に原告泉水博の尋問を行う場合は、岐阜刑務所において実施すべきである。

「オウム真理教の裁判で、東京地裁は中川智正さん、井上嘉浩さん、小池（旧姓林）泰男さんら死刑囚の証人尋問を認め、実施したが、何の問題も生じなかつた。東京地裁でできたことが岐阜地裁でできぬはずがない。

また、木村修治さん（元死刑囚）が起こしたかつてのアクセス権訴訟では、相原告の対馬滋さんと拘置所内の当事者尋問で顔を合わせ、握手までてきたという事例がある。

したがって、岐阜地裁での証人尋問及び当事者尋問を是非認めていただきたい」

両弁護士の主張を受けて、「合議します」と一旦退廷した後、裁判所が示した判断は以下の立会を認めるべきである。

と一旦退廷した後、裁判所が示した判断は以下の立会を認めるべきである。

併せて、戸平さんの面会報告がありました。泉水さんからのお話です。

山下弁護士によると「前例をつくると、他の裁判所で同じことが今後も起ころうので、刑務所は泉水さんを出頭させないよう抵抗している。また、刑務所は法務省の一機関で、指揮命令する権限は法務省にあり、裁判所は刑務所に命令権を持たない。これまで、裁判所により刑務所の方が立場的に強い傾向にあつたが、今回は思い切った判断で、それなりに評価できるといえる。泉水さんの尋問を行つた上で、獄外原告の尋問も検討する運びになりそしが、泉水さん尋問を行ふと反射的利息で獄外原告の訴えも伝えることができるため、必要ないと判断される可能性が高い」とのことでした。

また、理由は分かりませんが、無事故賞が三本返つきました。あと一本取得すれば仮釈放の条件になります。これまでにも増して、がんばっていきます」

これら相互の主張を受けて、裁判所が判断を示す段となつたのが今回の口頭弁論です。

# 水田ふう

2014.8.20-12.22

一四年八月一〇日(水)

昨日までの雨がうそのように晴れて、久しうぶりのぎらぎらした真夏日！ 面会を終えて、刑務所からバス停まで汗だくになりながら、足を運んでいた。夏の日は、それ

夏の雲がきれい！

外を感じさせるなによりのものなんやなあ。  
今日の面会時間三〇分ほど、裁判の話を  
ながら、「獄中でがんになつたり、いろんな  
病気になつてゐるひとが多いといふのに、私  
ほんとうに恵まれて いますよ」と泉水さん  
元気そうでした。

しかし、待つたのは三〇分くらいやつた。  
面会室でさらに一〇分ほど待つてると、パ  
チッと室内の電燈がついて、泉木さん、記録  
係の職員と談笑しながら入ってきた。びっくり  
りした。

たしたよ<sup>う</sup>な 何筋にも流れる鬚のよ<sup>う</sup>な  
雲。カメラがあつたら撮つて、泉水さんに送  
るのに。

＊――一〇一四年九月二九日（月）

という。舟橋くんから贈られてきたことのもの写真にはいつも慰められている。ずいぶん大きくなつたかしら。どうしてかなつて。

いま、泉水さんには二〇名くらいの人から

手紙がきてるやうな。届出をしなくても、手紙なら届く。「Hさんからのもかたつむりの会のSさんからのも届いて、読んでいますよ」「写真は、本人といっしょに友だちなんかも映ってる写真だつて大丈夫です。」  
そうか。それは気がつかなかつた。牢獄の泉水さんにとって、写真というものは、まさに

受付所の派遣職員に「何かあつたんですか？」ってきくと「いや訓練です」（どうで緊迫感がない）「今日はちょっと受付に時間がかかりますよ。受付所のファックスの電源が切られますから、連絡がとれないんですよ。しばらく待合室でお待ち下さい」。はて、なんで電源切るんやろ……？

面会記 2014.8.20-12.22 —水田ふう

「時間がたってから、思わず『今日はマイクの調子がよくないなあ』というと、職員さんがすぐ立ちあがって『電源が……入ってない』。すぐスイッチをいれてくれたけど、残り時間がもうほとんどないやんか。

「泉水さんは、旭川刑務所にいるときから痔病で寝たきりというほどの状態で、札幌刑務所に移送されて、医者から緊急に手術が必要と云われながら（上からの命令）で旭川刑務所に送り返され、そのまま放置された。その体でパレスチナに着いたときは、倒れてしまったんですね。それを日本赤軍の人たちに人間としてあつかわれ、入院手術の面倒をみてくれた——という恩義がある。だからといって日本赤軍の思想に賛同しているわけでも信奉してるわけでもないし、日本赤軍に対する恩義は尽くしたと考えている——と、陳述書に書かれていますよね。

旅券法違反裁判のとき、本人尋問の中で、泉水さん自らの生きる規範にふれた、安田弁護士とのやりとりが松下さんの本に出てく。泉水さんの、自らを犠牲にしても人情に生きたいという姿勢は、テキ屋の世界にはあって、そのおやじさんからの感化によつて、義理人情の世界に教えられて、強くひかれたって、泉水さん答えてるでしょ。おやじ

「おやじさんは、親分の父親で、露天で売る  
ものにインチキがあつてはならぬとみんなに  
戒めていましたが、おやじさんが亡くなっ  
てからは、だんだんそれが守られなくなつて  
……。どんな小さなことであれ、恩をうけた  
ら返せる人間、また自分のできる範囲で人の  
力になるというんですか、人のためになる。  
自分の欲得で動くような人間になるなどとい  
うことを教えられたんです」

「泉水さんは〈好訴性〉があるから気をつけ  
るとも書かれてるけど……。〈好訴性〉って  
言葉はじめて聞いた」

「私は、これまで裁判を起こしたこと一度も  
ないんですよ。今回の国賠が初めてです。裁  
判なんてやりたくないですよ。裁判をおこせ  
ば、それだけで目をつけられます。仮釈が遠  
のくだけですからね」

この裁判は、自分のために起こしたのでは  
ない。自分のことは半分あきらめでも。しか  
し、ほかの同僚は裁判を起こしたくても起こ  
せない。自分が裁判を起こすことによって、  
この問題を世間に訴え、明らかにすること  
で、少しでも同僚の処遇がよくなればと思つ  
て決心したんです——という泉水さんの以前  
の言葉を思い出した。

話途中で時間切れタイマーの音  
あわてて、泉水さん「市長さんから色紙が届いてるらしいのですが、以前なら手に取れなくとも読むだけは許可が出たのですが、見せてもくろないのでその色紙に何が書いてあるのかわからない。敬老の日にきたらしいので、多分七七歳を祝う色紙だとおもうのですが。一応確認したいので、宅下げ手続しますから」と。しかし、「色紙」は宅下げになつてなかつた。

仕方ない。帰りに岐阜市役所に寄つて、直接市長さんにきいてみよ、と思い立つた。  
「市役所前」というバス停で降りたら目の前や。市長室は三階というので上がつていくと、なんや他の階とは雰囲気がちがうな。ちょっととものものしい。市長室の扉は開いてたけど、受付があつて、細身の背広を着た若い男性職員ふたりが陣取つて。ここを無視して奥に行くわけにはいかんらしい。

「あの、市長さんにお会いしたのですが」「どんなんご用件でしょう」

「私、いま、岐阜刑務所の友人に面会しての帰りなんです。四年まえ監獄法が百年ぶりに改正されて友人でも面会できるようになつたんですが……」

話途中で時間切れタイミーの音

話途中で時間切れタイマーの音  
あわてて、泉水さん「市長さんから色紙が  
届いてるらしいのですが、以前なら手に取れ  
なくとも読むだけは許可が出たのですが、見  
せてもらくはないのでその色紙に何が書いてあ  
るのかわからぬ。敬老の日にきたらしいの  
で、多分七七歳を祝う色紙だとおもうのです  
が。一応確認したいので、宅下げ手続して  
ますから」と。しかし、「色紙」は宅下げに  
なつてなかつた。

「その人のお名前は？」

「泉水博さんといいます。もう四二年もいれられてるんですよ。その泉水さんに岐阜市長さんから色紙がとどいてるというんです。しかし、その色紙に何がかいてあるかも刑務所は知らせてくれない——というのです。敬老の日にきてるらしいので、七七歳のお祝いではないかとおもうですが、それにはどんな言葉が書いてあるのかと思つて、直接ききに寄つたのです」

市長との面会は無理と云つて、応対に出てきたのは、おんなの秘書さんやつた。

「色紙を手に取つて読むことはおろか、一目みる事さえ許可されないのは一体なぜなのか。どんな不都合があるのか。贈り主の市長さんから、岐阜刑務所長さんに、問い合わせてみていただけませんか」

「岐阜刑は国の管轄なので、国がやつてることに対する市がとやかくはいえないのです。岐阜市に住民票がある七七歳になられる方、全員に贈つたのですが……」

「しかしせつかくの市長さんの思いが、獄中の本人には届いてない。情のひとかけらもない扱われ方をされたのですよ。費用もかかつてることでしょうし。毎年の行事なら、来年もあるでしょ。これは市長さんに知らせない

ですむ問題ではないと思ひます。お忙しいと存じますが、こうした岐阜刑務所の処遇を市長さんに知させてあげてください。どうぞお願いします」

泉水さんは辞書をよく使う。よく使いう福歯科の企画で、事務的に色紙を送つただけで、市長も職員も、七七歳の高齢者に獄中者もいるという想像も、そもそもなかつた。余つてたから、インデックスをセロテープがわりに使って角を修繕した。辞書は、机の側においてるので、修繕した辞書は点検の際にもすぐ見える。これまで、居室点検のとき、

そして、「色紙に書かれてる文字は……ですか」と、メモ紙に書いてくれたのは——亀壽鶴齢。亀も鶴も、泣いてるよ。

たし、なんの関心も示さなかつた。

そして、「色紙に書かれてる文字は……ですか」と、メモ紙に書いてくれたのは——亀壽鶴齢。亀も鶴も、泣いてるよ。

——それは「違反行為」。  
言い出したら切りがない……  
「監獄法が改正されたのに、処遇はかえつて厳しくなるばかりです。所内での軍隊式行進が人権侵害といって問題になりましたよね。手を上げる角度、足を上げる角度が厳しく決められ、朝晩二回、これをやられます。岐阜刑はこれをいまだにやっています。  
この行進は一糸乱れなくやらねばならないのですが、一人が行進をうまくできないとき、それは班全体の責任となります。そして、その責任は、職員の責任となりますから、職員全体がぴりぴりしてゐるんです。

刑務所なんだから規則が厳しいということはよくわかつています。よくわかっているからこそ、よくよく注意して、違反しないように筋が通つた厳しさならないんですが、あまりにも理不尽なことが多いのです。しかも、その規則というのは所内規程であつて、法律に基づくものではないですから。裁量の巾がひろくて、どこで違反行為になるか非常にあいまいなんです。罰するんだつたら、もつと厳密に規程してほしい。

これからも、こんなことでだびたび取調べられて、懲罰をかけられたら、もう仮釈放は

無理なんじやないかと思つていますよ。  
今回、面会不許可について提訴していますが、仮に面会が許可されても、懲罰に日々かけられている、このあまりに理不尽な処遇状況は変わらないのです。この処遇全体がよくならないかぎり、仮釈はとうてい期待できません。面会不許可につけ加えて、この理不尽な処遇環境全体を問題にすることはできないものでしょうか……」

面会制限時間のベルがなつた。

この監獄の状況は、まさに暗雲たれこめるこの国全体を先取りしているのにちがいないものでしょうか……

……。

一五分くらいで順番が来た。混んでるせい

か、面会は弁護士面会室やつた。いつもより

長めに待つこと一五分。泉水さん、とっても

寒そうなようすで、しわしわの顔してあらわ

れた。

「すごく寒いですね。体の具合はどうです

か?」というと、「工場ででられるときはま

だましなんです。ストーブが一つでも頭数が

ありますから、そこしは室温が上がります。

休みの日がね、寒くてね……。特別冷房のき

いたる居室で、一日中じつと、座つていなけ

ればなりませんから」「正月は四日まで。正

月がいちばんきついですね。……でもここは

そういうところですから」「手紙いただいて

も返事書けなくて、みなさんに義理をかきつぱなし……」「いや無理はしていません。一

日便箋一枚くらいはかけるのです。それ以上

は書かないようにしてますから」

三〇分があつといふ間に過ぎてしまふ。

えーっと他に何しゃべったかな。年賀状の件

と、二五日の電話協議の行方について話したのは覚えてるけど。

それにしても泉水さんは七七歳やというの

に、日々が鬱いなんやなあと改めておもつた。

# 「命を食べる」——那須麻千子

那須麻千子

昨年十二月、アカラシア食道炎という病気で生まれて初めて入院した。

食道下部の筋層が固くなつて食べにくくなり、ついには食道の通り道が閉じてしまつて食べ物が胃まで通らなくなつてしまふ病気だ。

医者嫌いの私は、飲めず食えずの状態になつて五日目にしかたなくクリニックに駆け込んで、点滴を受けた。

で、翌日、胃カメラを飲んだ。

胃カメラは食道下部でストップして中に入らず、食べ物もそこで詰まつてしまつたことがわかつた。ドクターはやや興奮した面持ちで、「一〇万人に一人の珍しい病気や、開業以来はじめての患者や！」と、宣うた。その様子がちょっとユーモラスに感じられて、深刻なのに笑つてしまつたのだけれど。

即入院と相成り、閉じた食道下部にバルーンで三センチの通り道を開けてもらつて、十三日間の入院の後、無事大みそかに退院した。

入院前の食べられなかつた期間を入れると十四日間、食べ物を摂らずに生きたことになる。自慢してもしようがないが、初めての経験だった。あれから三か月になるが、その後、

再発することなく、三度の食事が食べられて、つづがなく過ごせている。「ここは食べ物が通るところだと身体が覚えてくれるといいんですが……」とは、退院のときのドクターの言葉。

果たして私の食道は、食べ物の通過点だとしっかりと覚えてくれただろうか。

食べては吐くことを繰り返してきた長年の拒食症状態と十四日間の「飢え」の経験は、「食べる」という当たり前のこと、生きる基本になつてゐるのだということを、身体を通してわからせてくれた。

こうして書いてしまふと当たり前すぎてなんことはないのだけれど、食べられないという経験は、逆説的に、人は食べずには生きられないのだということを強烈に思い知らせてくれたというわけなのだ。

今年三月のまだ風が冷たい日、ドキュメンタリー映画「ある精肉店のはなし」（監督：黒瀬あや）を観た。この日は監督のアフタートークがあつたせいもあるのだろうが、ミニシアターは超満員、立ち見で観る羽目になつ

てしまったが、大阪は貝塚市にある精肉店の日々の暮らしを追つた地味な映画にこんなに人が集まるなんて……、少し驚いた。

映画を観終えて、そのわけがわかつたようだ。ドキュメンタリー映画の神髄を見せてもらつたというか、事実の持つてゐる力を見せてもらつたというか。

牛を育て、屠殺、解体、販売までを家族で行つてゐる北出さん一家の仕事と日々の暮らしは、ハッとするほど、真っ当で、やさしかつた。

この映画は、冒頭、ハンマーで牛の眉間に一撃して氣絶させるショッキングな映像から始まる。ガクリと倒れた牛の眉間にからすばやく脊髄にワイヤーを通し、牛の動きを完全に封じる。ハンマーの位置が少しでもズレると危険を察知した牛は向かつてくるのだそうで、慣れてゐる北出の人々も、ここだけはいつかつた。

牛を育て、屠殺、解体、販売までを家族で行つてゐる北出さん一家の仕事と日々の暮らしは、ハッとするほど、真っ当で、やさしかつた。

生物学者の福岡伸一さんはパンフレットの中で、「食べる」という行為の本質がこの瞬間に集約されている」「ここから目を背けては

——那須麻千子

いけない。黒瀬監督はそう考えてこの映画を作つたに違ひない」という文を寄せている。

この福岡さんの言葉は、この映画のメッセージの核心をとらえていると私には思えた。

私たちは、他の命を殺さなければ生きていけないという宿命をもつて生きている。動物であれ、植物であれ、食べるという行為は、命を食べるということ。当たり前と言えば、当たり前なのだけれど、この厳しさを北出家の人们は引き受け、五感を通して命と向き合ってきたのではなかつただろうか。

このあと、血を抜く作業（上手に血を抜くと質の良い肉になる）、皮はぎ、内臓の取り出しが行われる。そして、両足を吊るしてから、肉を傷つけないよう背骨の真ん中をノコギリで切つて枝肉にする。

背中の真ん中を切る技は熟練のたまもの。その幅はなんと一センチくらいなのだという。北出さん一家四人のチームワークのもとに肃々と進められる作業は、実に巧みで、スピードイで、無駄がない。身体に刻み込まれた職人技だ。

アフタートークで聞いたのだけれど、内臓を取り出して洗う作業を女性が担うのはイタリアでも同じなのだそうで、女性もこの世界で労働力として従事してきたのだということ

を知つた。

北出家の人々はいう。牛は一頭として同じものではなく、身体の大きさも、肉の付き具合も、性格も、全部違う。お金は大事だけど、自分が最低限食べていいから。

それよりも人の信頼が一番大事、そこさえ真っ当にやつていたらそれでいい。

差別されて小学校にも行かず、教育を受けられなかつた父親からは、自分が生きていくことを思つたら、相手も倒してはならない。相手の利も考へるのが商売の鉄則や、と教えられた。

経済が成長し、消費を拡大することが豊かさだとする価値観が支配的なことは、いまもつて変わらない。

そんな時代の中で、北出家の人们は欲張らず、人を思いやる暮らしを続けてきた。彼らの語り口や日々の暮らしから自然に滲み出てくるやさしさや自分の仕事への矜持、この真つ当さはどこから生まれてきたものなのだろう。その表情がなんとも穏やかで美しい。

そこに光をあてた黒瀬監督に心からの拍手を送りたい。

黒瀬監督は、盆踊りやだんじり祭りといった四季折々の地域の行事を追つていくことで、この地域の人が被差別者として厳しい生を生

きてきた長い歴史と、その中で文化を生み出し、生きる糧としてきたことを温かいまさしくで映し出していく。そして、二〇一二年三月三十一日、百二年続いてきた公営の屠畜場が解散になる日が来た。

北出さん一家の個人営業の屠畜作業は、時代の流れの中で終わりを迎えることになる。アフタートークに飛び入りで参加した北出新司さんは、今のお気持ちは？ と聞かれ、「寂しいけど、ホッとしている」と話した。

黒瀬監督は、映画を観た人が北出精肉店を訪ねると、屠畜場跡を案内し、時には食事を食べさせ、帰りの切符も持たせたこともあるという話を披露していた。

世界は人工化が進み、私たちが他の命との絶え間のない交換の中で生きているということは見えてきにくい。だから、映画の冒頭のハンマーの一撃は、日々の私の暮らしへの一撃としよう。

「おまえは、生き物の命をいただいて生きていることをおろそかにしていいか」。

せめて、これを天の声として忘れないようにしよう。

帰り道、何でも食べられるようになつた私の食道に祝杯をあげながら食べた焼き肉のなんとおいしかったことか。

# 獄窓から 2014・7・30—2015・2・4

12 ●

## 獄窓から

● 一〇一 四年七月三〇日(水)

二五日の面会どうもありがとうございました。帰りの暑さで体調を崩す様なことはなかつたでしょうか。

私は、面会を終えて居室までの僅か五分間位の距離を歩いた丈で

したが、居室棟（第五棟）に入つて、三階までの階段を上る途中で目眩を起こしてしまつた程です。エアコンが効いた面会室からだったので、その反動があつたのでしようが驚きました。

今夏、白のTシャツ姿で作業中を過ごせるのは、近年一番の好遭遇で、助かつてます。確か八年前頃に一度同じ遭遇があつたのですが、ひと夏位で変更となり、以降昨年まで半袖上衣着用となつたのです。それもこれも、全て所長殿の裁量判断に基づく待遇です。従つて、果たして今後どの位続きますか。長くて二年で転勤だからね、所長殿は……。

何しろこれまでの不許可理由は、来賓者（所者）に失礼だからとか、収容者間の不平等（金属工など、上衣着用作業者がいる）が生じる、とか。またある時は、職員の服装との格差……と、残念ながら首肯ける理由はなかつたです。日本の受刑者の矯正は「懲りさせらる」が原則だそだから……一事が万事斯うなるのでしょうか。

私はこの暑さで寝不足ぎみだったので、この処、早朝の涼しい時間帯は「白河夜船」だったのですが、今朝は何故か四時前に目覚

め、そのまま起床時間まで眠れぬままにあつたのですが、その後さと清々しい時を過ごしたことに、久方ぶりに心から満足を感じた次第。……

● 八月一五日(月)

……いまの時期、運動といつても、この暑さで、炎天下での徒歩運動もままならず、日陰をみつけて体を休めて過ごすのが精々の状態です。年令五〇代位までの者は、一〇月三日の運動会に向けて練習に入っていますが、私はもう勘弁、という処です。

従つて、その運動の時間帯によつて、日陰がない時はもう悲劇です。唯、当所では、この運動時、終了一〇分前から、シャワー（一〇人分、屋外に水道施設有り）が浴びられ、それは瞬時でも楽しみの一つです。（七月～九月中旬頃までの間）

しかし驚くなれ、三〇秒間シャワーで、本当にアッという間で終了です。どういうものか家のシャワーで一度経験してみて下さい。如何に節水といえど……です。

この期間の週一の割合ですから、一夏、多くて十回位ですかね。それでも体調の関係もあって、参加する者は半数位、いまの四工場（現在員四四名）で、今回二三名でした。

また同時期、作業終了後の帰室時に、入浴場での三分間シャワーが実施されます。（同回数位）こちらは、ほぼ全員参加です。勿論、

これらは工場就業者に限られています。

更に、この盛夏期間中の毎水曜日の午後に特配として、西瓜（昼食時、八分の一切）二回、シャーベット（市販品）二回、スポーツドリンク、ジュース等が、そして毎木曜日に棒アイス一本が支給されます。その他、八月中の毎就業日に冷茶（麦茶）一杯（カップ）の支給。この特配は全収容者対象です——等々が現在夏季待遇としてあります。

此処四、五年続いていますかね。いや六、七年かも。こういうことは、いくらでも長く続いてほしいですね

● 九月二八日(日)

凌ぎよい季節となりました。助かりますね。

返信が大変遅くなり申訳ありません。あちこちの皆さんに余りにも長い間ご無沙汰が続いたので、少しづつお詫びの便りをさせてもらっています。手と相談しながら、一通を一週間位かけながら、ゆっくり書く様にしています。決して無理はしませんから……。

第一四回公判の報告ありがとうございました。大変楽しく、そしてうれしく読みました。

満員の傍聴の方々、何時も遠方からのご出席、本当にありがたいですね。私も更に増して強い力をいたいでいます。そして益々励みになつております。言葉に言い尽くせない程の感謝感激です。本当にうれしい限りです。

今回の公判の面白かったとの風さんの感想、その情景が目の前に見える様でした。改めて両先生の提出された被告の意見書に対する反論書を併せ読みながら、当日のその場の光景を容易に想像いたし

ました。

「受刑者に裁判に出る権利が認められていない」——他、「違憲」を軽々しく口にする意見書を正に完膚なきまでにした両先生の反論書、更に当日の口頭弁論に、出席判事にしてその姿勢を正さずにならぬい雰囲気と易く推察できました。今回の反論書で両先生は、所長裁量を「羈束裁量」と弾劾した訳ですから……。結果、裁判官としての偽りのない意見姿勢が述べられ、また見ることにつながったのだと思います。裁判官の、その発言姿勢に期待する処大ではあります。

ところで、また宅下げをしていますので、お手数かけますが、よろしくお願いします。お金と岐阜市役所から送られてきた市長の色紙（多分）です。

色紙は「敬老の日」前に送付され、同封文は届いたのですが、色紙については許可できぬものとして廃棄手続か、宅下げをする様指示され、所持不許可・一見許可の従来の方法も許さないものです。これまた大人げない行為です。

同封文の内容から、多分市長による七七歳を祝う色紙だと思いますが、確認位はしたいと思い、宅下げ手続をとつた次第です。

当所では一〇月三日（金）午前九時から、運動会が予定されています。二年ぶりの実施で、翌週の一〇月一〇日（金）と並び替つて矯正指導の日となり、免行日です。私は七〇歳を過ぎてからはもうら応援団組で見物させてもらっています。当分穏やかな日が続きそうなので今年は行なわれそうです。

「国賠つうしん」、検閲がどうもあちらこちらと廻るのか、他のものと比べて、交付に至るまで一番時間がかかる。ま、それ丈、関心を持つてもらっているということですから、その良し悪し関係なく、ありがたいことと考えていますが、無視されるよりはね。

### ●— 10月22日(水)

取り急ぎご連絡いたします。

私、目下、取調べ中となっています。その結果は多分来週中の懲罰審査会で決まると思うのですが、軽屏禁(けいへいきん)となっているかどうかは微妙な状況です。若しそうなると、次の面会は許されないので、一応取り止めの方向で考えて下さい。

なお、この状況となつた詳しい経緯は、来週火曜日二二八日発信の便り（多分大丈夫と思います）でしたためます。

とにかく、現状況の厳しさは、ある意味、過去四〇年の受刑生活中経験のない程のものとなつております。現在身柄は工場出勤中のままの取調べです。

またまた、風さんを始め皆さんにお心配を煩わせる事態となつてしまい、誠に申し訳ございません。お許し下さい。

### ●— 10月27日(月)

今回の状況について報告させてもらいます。

一〇月七日（火）工場出勤中に処遇課呼出しということで同取調室に連行され、第二工場主任と警備隊長（共に副看守長）によつて、私の居室の私物搜査で摘発された物品の確認と質問を受けました。

そして、私の所持物品であることと、私自身が手を加えたものであることを認めました。その後、同工場主任によつて、「許可物品の不正使用及び不正製作」を事由に取調べを言渡されました。

なお、素直に認めていることをもつて、身柄はそのまま工場出勤をしながら行なうとなつています。

この物品不正使用は、インデックス（青・赤）や、シール（切手・収入印紙・衣料品標等）を使って、

#### ①国語辞典のケース破損補修

②切手・収入印紙等を入れていた小袋の破れ箇所の補修

これらについて、私自身何時からその補修が始つたか、その正確なことは覚えていませんが、

①については、東拘在監時から長年使用してきた辞典のケースの補修は、約一〇年前から、シール類を使って行なつていました。それから、三年前頃になつて、行政文書（開示請求したもの）や裁判書類等の整理の為に、インデックス（青・赤）を購入して以降、それも併せて使用する様になつたのです。そのケース補修の最後は、記念切手のシールを、先に貼つたインデックスの上から貼つたものです。

②については、同じく三年前頃に、それ以前から切手購入時に手製の紙袋に入れて配布してくれていたものを使用していたので、その破れ箇所の補修にインデックスを二片（赤）貼つっていました。不正製作使用とは、郵送差入れのパンフ「キタコブシ」の封筒（長形三号）を半切りして、小物入れとして使用していたことによるものですね。

その封筒には、八、一〇と配信日のスタンプが押してあるので、

### ●— 10月29日(水)

私が当所に移監された一年後の平成八年一〇月に配信を受けたものです。それを半切りして、切手等の小物入れとして、配信後間もなく使っていたと思います。従つて、以降一年以上も使い続けていたことになります。

一五年以上も前に作り、その間、数も分らない程多くの検査もあり、唯の一度も指摘はおろか、注意もされず。更に、懲罰、取調べとなると通常、昼夜間独居に移されるので、その際、必ず私物品（所持物品）は、全て処遇部に持つていかれて検査され、戻されたという過程があるのが実状なのです。当然、そこで、不正物品は、摘発対象没収となり、更には、取調べ、懲罰対象ともなります。しかし、そうしたことも一切なく、またたとえ、黙認というかたちでまぬがれることがあつたにせよ、その数、度数を考えたら、その全てということはあり得ないことです。

今回のことでは、私は全て認めて、事犯そのものは単純明鮮なことなので、早期に取調べ、また懲罰審査会を経て懲罰執行となつても早期に済むとの判断していました。まさか、前回の様に昼夜間独居隔離処遇とはならないでしよう。懲罰審査会待ちの状態です。

……鍛えられて、私も相当に打たれ強くなっています。沢山の皆さんの支え、応援、そして先生方の熱いご援助をいただいての闘いであること。私一人の闘いではないこと。十分に認識しています。暴力が愚であることも解っています。間違つても自棄(じやけ)を起こすこととは絶対にありません。そうした意を込めての獄死上等、受け立ましようと言つてゐるのです。言わざもがなのことを書きました。

#### （懲罰審査会の開催等に関する通知書）

平成二六年一〇月二八日、平成二六年一〇月二九日午前一一時

これから、処遇管理棟二階会議室において、懲罰審査会を開催し、下記容疑事実について、口頭による弁解の機会を与えるので通知する。

なお、弁解を記載する様式の用紙の交付、又は補佐人の弁解録取を希望する場合には、職員に申し出る事。

反則容疑者 第八〇二番 泉水博

（要旨）本人は、第四工場において衣服その他、繊維製品製造と

して就業し、第五棟三階第三三〇室に収容中の者であるが、平成二三年頃（日時不詳）から、所持している国語辞典のカバー傷んできたため、その補修のためだったとして、訴訟用として使用が許可されていたインデックスシールや、購入した日用品についていたとする品質表示等のシール、差入れられた記念切手の枠部分等を同カバーに張り付けて補強したもの一点、また、切手保管のため職員から貸与された白の紙封筒の破れを補修するため、インデックスシールを張り付けて補強したもの三点を保持していたところ、平成二六年一〇月七日、第五棟三階第三三〇室の居室検査を行なった職員に発見摘発され、もって物品を不正に使用したものである。

以上この通知を受けたことで、懲罰が決まったということです。つまり、懲罰とならない処分——注意（部長）訓戒、不可罰、不問等の場合は、同通知はなく、言渡しを受けることとなります。

ご存知のように、懲罰は、戒告、作業報奨金削減、軽垢禁（閉居罰）三日から六〇日までの間の各処分となります。

ところでその日、出役就業中の八時半頃に処遇主任（服看守長）が工場に来て、通知書受取りの確認、そして審査会の場での私の弁解を口頭で行なうことの確認をして行きました。そして、一一時少し前に、管理棟二階の審査会議室に連行されました。

同室内には処遇部長を中心とした各課統括官（看守長）と補佐人を含めた計九名の幹部職員が在席、私の呼称番号、氏名を確認後始りました。

通知書の容疑事実が読み上げられて、その後、処遇部長によつて

――「社会においては、ものを大切にして長く使うということで修

……それまで部長注意、若しくは訓戒であったものが、懲罰対象に。それも明らかにうつかりミスといったことまで……その違反の内容も考慮されず、一律に違反は違反とばかりに懲罰対象。それはもう嫌がらせ、意地悪、いじめの横行といって過言でない状況。それも全て、従来の状態より厳しく規則を設けた上での、なお細かいこと今まで、と。正に箸の上げ下ろし、重箱の隅をつつくたとえ通りのものとなつていてる実状にあります。

と、此処まで書いてきた処で、また新たな問題が……

今は一一月四日（火）午後八時半を過ぎた頃です。私はこの手紙を書くにあたっても、部分的に下書きをしています。その用紙（便箋で書き損じたものを利用）を見ながら書いていますが、夜勤担当の若い職員にその用紙を物品不正使用といふことで摘発され、持つて行かれた次第です。

夜勤部長への報告証拠物としてです。このごたごたで明日の発信は叶わなくなりました。

七日（金）取調べがあり、調書は作り終えていました。多分、来週早々に、再び審査会が行なわれると思ひます。紙数も尽きましたので、次便に便箋使用規制について書く予定です。

## ● 一月一六日（日）

物品不正使用（便箋）の取調べについて。一月七日（金）に取調べがあり、結果は一月一二日（水）に「統括官訓戒」処分を言い渡されました。

従つて、今回は懲罰ではなかつたですが、一応事故対象としての处分に変わりありません。仕事は、引続き第四工場で就業していま

理、補修をすることは当たり前なことであるが、刑務所ではそうしたことを許していっては、次々と際限なく広がつてゆき、管理上当然支障ができるから、規制が設けられている。特に今回の君の場合は、特別に購入が許されたインデックスを使って、その補修をしたことは、明らかな不正使用であること。以後は決して、しない様に」と、言い終えた処で、立ち会いの警備隊職員が「気をつけ」と号令を。

そこで「ひと言弁解を言わせて下さい」と発言して「……すでにこれまでの取調べの場で申し上げたように、件の辞典は二五年近くも使っています。そのケースの破損箇所の補修は、約一〇年前頃から、主に切手の枠部分のシール、購入衣料品に貼っていたシールなどを使って行なつてきました。そのような補修補強を繰り返し行なつてきましたが、これまで、唯の一度も、不正の指摘も注意も受けたことはなかったのです。ですから……」

それに対しても何の答え、発言もないまま終え、退室した次第です。そして、同日午後一時半過ぎに、取調室に呼び出されて処遇統括官から、「私が、所長に代わつて懲罰審査の結果を言渡す——戒告懲罰。無事故一年の剥奪」というものでした。

軽垢禁ではなかつたので、そのまま工場に戻つて就業を続けています。戒告処分であつても懲罰に変わりなく、特に私にとっては今回もまた無事故の剥奪が痛い結果です。

積み上げては奪われの連續が、この一九年間でした。

当所では特にこの四、五年、何でもかでもとにかく懲罰の対象とする傾向となつており、年ごとに強まつてゐる状況です。

節電、節水、交談、賄見、今年に入つてからの物品の不正使用

す。度重なるご心配をかけ申し訳ありませんでした。

物品不正使用について厳しくなることは、今年度（四、五月頃）になつて、現場職員との間で話題となつていていたことですが、これまで事実上許されて使つてゐるものはどう処理するのか、されるのか——必要とされる対処方法等を示され、そうした段階を踏んだ上で、規制が取られるだらうと思つていたのが事実です。

現に便箋の使用については、別にメモ用紙として代わるものがない以上、それを記録用としての使用は当然必要ですか、弁護士面会時の携帯品として昨年から便箋用紙の許可を出願して使用していました状態です。

当所來所以降今日まで、便りの書き損じ、更に便箋用紙の裏面も、あらゆる提出書面等の下書き用紙として使つてきました。訴訟を含めた参考資料の記録までも、その裏面を使って書き残していくので、結構な量にもなつてゐる状態です。それらのうち、メモや下書き用紙として使用していて、当然不必要となつたものは、その都度廃棄してはいたその上でのことです。

私達は、保管（保持）物品の量制限がされている以上、余分なものは持てなくなつてゐる訳ですから……

そうした状況の中で、先月の一五日、処遇課から便箋使用についての規制が出されたのです。

その主な内容は——手紙文以外の記載の不可。（メモ書き等の禁止）欄外（野）の記載（小さい字の禁止）の不可。裏面への記載の不可——といったものがありました。

私は前記した、これまで事実上許されて使つてゐたものについて、どう対処すればよいのか、特に、訴訟上の資料として記載した

もの（何れも、便箋裏面に書いたもの多数）、そして無駄をなくそ  
うとして、手紙の書き損じ用紙、また、手紙の下書き用として保持  
している裏面使用可能の用紙の使用を、幹部職員に是非再検討して  
いただきたい旨を話して担当職員へ申し出ていたのです。そうした  
状態の中での今回の取調べだった次第です。

私としては、所長への苦情の申出（他の事を含めて）として、面  
接出願する予定です。

面接は、所長代理の統括官ですがね、前記担当（工場）職員への  
申し入れについての件も、今日まで音沙汰なしです。「無視」とい  
うのが返答なのでしょうが。……

### ●— 一〇一五年一月一三日(火)

相変わらずきつい冷え込みが続いているが、お変わりありません  
か。その後右手の具合はどうですか。私の方は、この寒さの故も  
あってか、余りはかばかしくありません。やむなく、すこしづつ筆  
を取る状況が続いています。

今年は賀状、沢山の皆さんからいただいて励まされ、元気をいた  
だいてます。泣き言はいつていられませんね。

新年早々にMファミリーと、腱鞘炎に苦しむ状況を知り、少し  
でも痛みを和らげて欲しいと送金と見舞の便りをMちゃんから戴  
きました。冬物下着とカイロ代にとありましたが、残念ながら当所  
では、まだカイロの使用ができていませんが……全国でもその処遇  
ではワーストワンである当所故にあと五年先か十年先になるか？

そういうえば、昨年暮れになって冬期間の手袋（軍手）の使用（居  
室内）を許可する告知がやっとありました。それから購入申込みで  
すから、今月中旬過ぎから使えるかどうか。

会を生かせるよう、確り準備をして臨みたいと思います。

一月の成人の日を含む連休明けに、風邪のため三日間の休養（病  
棟）となり、工場を離れました。

一四日（水）の朝、工場出勤直後から咳き込みと右胸部の痛みが  
ひどくなつたことで、急遽、特別診察となり医務所へ。お医者さん  
の出勤早々の診察でした。

「咳き込みは、喘息がそれ程ひどくないので、多分風邪のためで  
しょう。ただ、右肺あたりの音（聴診器）が少しおかしいので、レ  
ントゲンを撮ってみましょう」ということになり、即撮影となりま  
した。更に、念のためにということで、血液検査のための採血。

医師は「結果が出るまで。風邪もあるし、休養して下さい」と  
なり、階上の病室（独居）へ入室。安静度二度となつて就床。ちな  
みに、安静度は一～三度とあり、一、二度は、入浴、運動の禁止で  
す。工場でも風邪薬の投薬を受けると入浴禁止ですが。

休養三日目の午前の診察時、検査結果が告知され、両検査共に問  
題なしでした。

しかし、重くならないうちに休養することで早く治ることを改め  
て知りました。とはいっても、当所では通常、発熱三八度以上でないと  
休養対象となりません。私は平熱が低く、それに余程のことがない  
と先ず発熱症状はありません。従つて、これまで発熱で休養の対象  
となつたことはありません。

年賀状、お手数かけました。風さんへの先使の不許可は、賀状の  
ことではなく、当初予定していたMさんへの便りを急ぎよ変更し  
て、風さんへの先使となつたことで、その内容を先使に同封したこ  
とで宛名人（風さん）と違う人の発信依頼と判断され、当局に不  
許可とされた次第です。

私の言葉足らずが賀状不許可と思い込ませてしまつたことを知り  
ました。本当に済みませんでした。

私の本人尋問が地裁での実施が叶いませんでしたね。残念です。  
当所での実施、三月になるか四月になるか、多分、年度変わりで  
動きが慌しい状況となることもあります。三月を避けて四月の可能  
性が高いかと思います。ちなみに現所長名は橋本省三といいます。  
一四、一五年度の在勤だと思います。

昨日午前中から、どうも風邪を引いた様で、咳がひどく喘息の咳  
と両方で、今日は左胸に痛みが出て少し苦しいです。今夕、風邪薬  
の投薬がされたので（三日分）、明日の入浴は禁止となりました。  
治らないと今週の入浴はなくなります。熱はないのですが、軽い  
頭痛と、とにかく咳がヒドいので今夜は早く床に就きます。今週末  
は、また雪の予報です。くれぐれもご自愛下さい。

### ●— 一月四日(水)

……強風が吹く、冷え込みの中を面会どうもありがとうございました。  
その医師の診察時の対応は、話し方を含めて、とても懇切で丁寧  
で、私は驚き、おもわず戸惑つてしましました。現社会では、当た  
り前のことかも知れませんが、その様な対応をこれまで獄中で経験  
したことはなかつたからです。

ご存知のように、私達は、四六時中、上から目線と命令口調の中  
にあって、私は全く久方ぶりに、人として応対していただいた感を  
持ちました。そして、大袈裟でなくうれしかつたです。

私は、風さん達の面会、お便りが一番の楽しみです。それらをい  
ただいた時の喜び、感激を覚えることの一つは、根底に、自分が一  
人の人間として相対していただいているとの意があるからです。  
これまで無意識下にあつたことですが、この便りを書きながら、  
改めてそうしたことを実感しています。

どうも、うまく表現できないのが残念ですが、風さんには理解し  
て判読していただけるだろう、と勝手なことを思いながら……私に  
とっての外部交通（面会、書信）の重要さを主張する根拠の一つで  
もある訳ですからね。

# 読者から

20

●ふうさん。台風の方は大丈  
夫だった？ 今日、泉水さんの通  
信届きました。いつもながら、丁  
寧に作ってあって。泉水さん手紙  
もかけないくらいの腱鞘炎だった  
のですね。このあいだ、のんきな  
暑中見舞いのハガキ出したところ  
でした。

●ふうさんも体調悪かったのです  
ね。私も暑いし、バテないよう、  
いっぱい食べて無理しないように  
しています。

将司さんはだいたい毎週手紙  
を書くようにしています。あと何  
人かと文通中。

鎌田克巳さんは、六月に福岡  
で会いましたよ。鬪病中とは思え  
ないハツラツさでした。ホントは  
大変なんでしょうけど。お酒も一  
緒に飲みました。

私はぼちぼちです。まあ、犬が  
いますからね。ではではまたね。

福岡・H

読者から

ないのは不當だと思っています。  
三〇年位前、岐阜刑務所差別事件  
があつて獄中で訴訟を起こした方  
がいましたが、その方も法廷に出  
ていましたし、証人として無期懲  
役の方が証人台に出ていた事もあ  
りましたから。

今回四号の「つうしん」は、安  
田、山下両氏による聞きとりで、  
泉水さんと面会が出来ていた原告  
の方々とのつながりなどよく解り  
ました。

同時に泉水さんが腱鞘炎で字も  
書けない程ひどくなっている事  
や、食事の時、箸ももてない程ひ  
どい状態を耐えておられる事など  
痛々しい限りです。そんな中で頑  
張つておられるのですね。獄外の  
原告のひと達の陳述書も待ち遠し  
く思っています。

●台風にもめげず、つうしん本日  
とどきました。あちこちでみんな  
が苦労している中、国はどんどん  
とひたすら戦争への道をひた走り  
に走っています。

体調に気をつけて、あっちこつ  
ふうさんも体調悪かったのです  
ね。私も暑いし、バテないよう、  
いっぱい食べて無理しないように  
しています。

●泉水博さんの陳述書、今更なが  
らその過酷さに胸が痛くなりまし  
た。安田・山下弁護士の奮闘にも  
頭がさがる思いです。

ふうさんの米子弁、笑ってしま  
いました。米子弁ってむつかしい  
ね。

●ジョン・ダワーの本、『敗北を  
抱きしめて』は読んでいないけ  
ど『忘却のしかた、記憶のしかた  
—日本・アメリカ・戦争』を読  
みました。知らないことが多かつ  
たです。それだけ市民には隠さ  
れていたことが多いということで  
すね。なだいなださんが自分は今  
までベストセラーは読まない方針  
だったがこの本は読んだ方が良い  
とすすめていた孫崎享『戦後史の  
正体 1945～2012』、実  
に衝撃的な内容で、アメリカに協  
力的な権力者、非協力的な権力者  
という分類で書かれていました。

らって、今日台風一過、青空だっ  
たから洗濯しよう。大阪・E

●「泉水国暗つうしん」は、はや  
くあんなにきちんと覚えている  
もんだ。感心しながら最後まで読  
みました。

泉水さん、いろいろ病氣抱えて  
いるんだね。それで獄中だから治  
療も介抱もしてもらえない。この  
裁判のおかげで獄中の非人道的な  
状況がよくわかるようになつた。  
私は家族ミュージカルの友人一  
家を大鹿によんで公演したら疲れ  
が出て、夏風邪ひいて寝込んでい  
ます。その最中にたっぷり時間が  
ありました。では、お元気で！

味わいの表紙にスッキリ読みや  
すい編集、名文のふう節にもほつ  
こり愉し。きびしい残暑、お大切  
にね。感謝して。滋賀・T

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

【鎌田克巳さんは、二〇一四年  
一二月九日、亡くなられました。  
一度大山にいくよ」と言い残  
しました……。風】

大メディアが信用できないことは  
これまで感じてきましたが、と  
ても具体的。財界のやり方にも驚  
きました。

石垣島・白保の運動に関わっ  
て、アメリカがいかに長期的目標  
で物事を推し進めているか痛感し  
てきました。こんな本が二年前に  
出ているのに、世の中悪くなつて  
いくばかりやなあ。

でもまあ、私もふうさんにな  
らったから通信やら、読めなかつ  
た本など読んでいる。そろそろ  
しゃきっと日常に戻らないとね。

長野・T

●「泉水国暗つうしん」は、はや  
くあんなにきちんと覚えている  
もんだ。感心しながら最後まで読  
みました。

でもまあ、私もふうさんにな  
らったから通信やら、読めなかつ  
た本など読んでいる。そろそろ  
しゃきっと日常に戻らないとね。

おくるよ。

味わいの表紙にスッキリ読みや  
すい編集、名文のふう節にもほつ  
こり愉し。きびしい残暑、お大切  
にね。感謝して。滋賀・T

●「泉水国暗つうしん」は、はや  
くあんなにきちんと覚えている  
もんだ。感心しながら最後まで読  
みました。

でもまあ、私もふうさんにな  
らったから通信やら、読めなかつ  
た本など読んでいる。そろそろ  
しゃきっと日常に戻らないとね。

おくるよ。

茨城・U

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

も刑務所に居た時に、国賠訴訟  
いたしましたね。当時、刑務所内の  
仮法廷で証人尋問等をやつたこと  
がありました。証人として出て來  
た法務省の役人に私自身が質問も  
できました。では、お元気で！

おくるよ。

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

も刑務所に居た時に、国賠訴訟  
いたしましたね。当時、刑務所内の  
仮法廷で証人尋問等をやつたこと  
がありました。証人として出て來  
た法務省の役人に私自身が質問も  
できました。では、お元気で！

おくるよ。

茨城・U

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

も刑務所に居た時に、国賠訴訟  
いたしましたね。当時、刑務所内の  
仮法廷で証人尋問等をやつたこと  
がありました。証人として出て來  
た法務省の役人に私自身が質問も  
できました。では、お元気で！

おくるよ。

茨城・U

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

も刑務所に居た時に、国賠訴訟  
いたしましたね。当時、刑務所内の  
仮法廷で証人尋問等をやつたこと  
がありました。証人として出て來  
た法務省の役人に私自身が質問も  
できました。では、お元気で！

おくるよ。

茨城・U

●天候不順の折、いかがですか。  
いかにも今の「日本」の様ですか  
ね。つるべおとしのように、DV D  
ありがとう。去年の初夏  
日々「戦争」に進んでいくよう  
下童一著『怒りていう、逃亡には  
非ず』を見つけて読んでから、泉

も刑務所に居た時に、国賠訴訟  
いたしましたね。当時、刑務所内の  
仮法廷で証人尋問等をやつたこと  
がありました。証人として出て來  
た法務省の役人に私自身が質問も  
できました。では、お元気で！

おくるよ。

茨城・U



何もかもあきれる位に悪くなっている今、少しでもはね返したいものです。又、傍聴にいたらと思ひます。

鳥取・T

●『神聖喜劇』、途中まで読んで断念した本。今ひっぱり出して読もうかなと思っているところです。

岐阜・M

●我が家では三月に十五歳の猫が死んで、これが“最後の猫”と思つてしましました。夏に大人の捨て猫をやむにやまれずといった気持ちで、家に連れてきました。推定五、六歳のオスで、よだれがひどいとおもつてたら猫エイズに感染していました。どうかよい年を迎えられますように。

埼玉・A

●生き難い世の中です。アベノミクスなんて、なんの事か！ まったく縁のない私は、どこか遠い外国にでも移住したい気分だけど、それもままならず。いよいよ婆になつて、あの世行きの準備をせねばと思いつつ、右の物を左に、左の物を右にしただけ、いつこうに進みません。

熊本・R

## 編集後記

よ。」「私も、あんときみたいに国

会に座り込みにいく元気はもうないなあ……」（一〇〇一年一〇月、

9・11の報復いうて、アメリカ

がアフガンを空襲。小泉純一郎前

首相は「戦場には出ないんですけど」

「武力行使はしないんですから」

「常識でやるんですから」い

うで「毅然と」戦争の片棒をかつ

いで、流鏑馬の矢と弓をブッシュ

におくつたりした。それにスマコ

は「じつとしとれん、一人でも国

会の前に行つてハンストする」い

うんで、「ほな、わたしも付き合

うわ」いうていつしょに行つた

んやつた。」「国会まえに座り込ん

だいうたかて、アホみたいなこと

やつたけど、面白かったね。」

●まあ、なにをやつても、カエル

の面に小便、屁のつっぱりにもな

らんし、やればやるほど虚しいつ

てなもんやけど、スマコのよう

に「一人でもやる」という、その

心意気がわたしを動かしたんやつ

た。その時に思い出した話——も

う四五年も昔、古神道の神田先生

から聞いた沖縄の海の話。

「珊瑚礁の海が引き潮になつて、ずうーっと水平線まで潮がひいて、その後には無数の水溜りが

できるんや。その水溜りには逃げ

てくれた魚がピチャピチャ跳ねて

くる。手でつかめるぞ。それがこん

どは、満ち潮になると、水平線ま

で引いてた潮が沖から浜に向つて

満ちてくる……とおもうやろ。と

ころが違うんや」「満ち潮どきに

なると、あちこちで大小無数の水

溜りがピチッピチッとくつつき始

めるんや。その無数の水溜りが、

どんどんあちこちで大きくなつ

て、その大きくなつた水溜りが、

しまいに沖の潮を引っ張つてき

て、浜まで満ちてくるんや」と。

この話すぐ気に入つて、それで

パスポートをとつて、一人沖縄に行つたんやつた。七〇年二月のこ

と。

●いまでも、いつでも、スマコの

よ

うなひとはあちこちにいる。わ

たしも、一個の水溜まりとして

……。

風

泉水博さんの

獄中獄外交通権回復のための

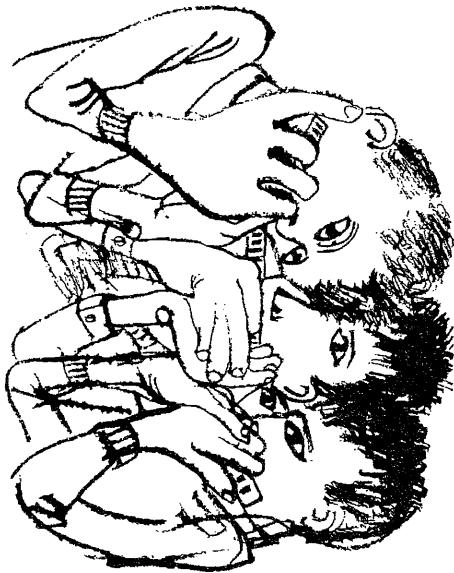
国家賠償請求共同訴訟

【泉水博さん本人尋問】

日時——二〇一五年二月二日(火) 十四時～十五時半

場所——岐阜刑務所内

\*傍聴はできません。左記、報告会へお集まりください。



表紙画 Ben Shahn, Alastair Reid Once Dicce Trice 1, 表紙より

### 【岐阜刑務所内での証人尋問報告会】

日時 3月3日(火) 16時～

場所 ハートフル・スクエア G  
2階「クラフト室」

\*JR岐阜駅より徒歩2分。

(駅構内から2F連絡通路で通じています。)

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

## 泉水国賠つうしん n-ro 5

発行日 2015年2月28日

発行者 水田ふう

連絡先 〒484-0085

愛知県犬山市鶴飼町666